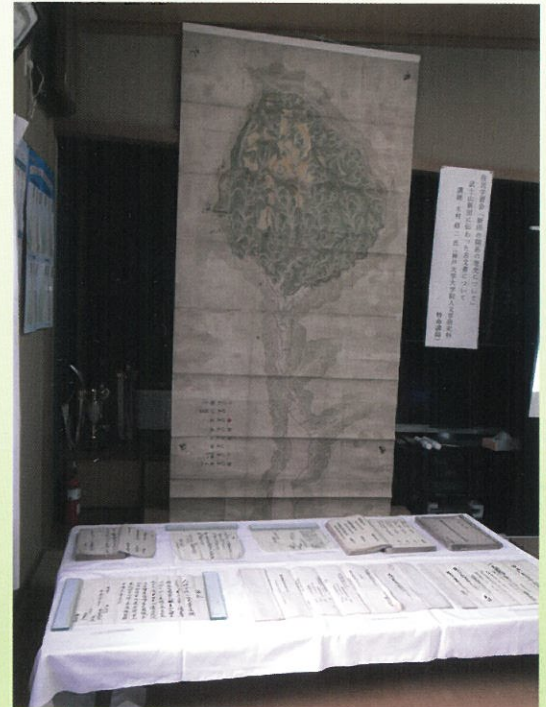


市史編さんだより 第15号

発行 令和5年12月27日

よかわちょうにつた 吉川町新田地区で住民学習会が開かれました



写真上 武士山新田の古文書展示
写真左 新田公民館でひらかれた住民学習会

令和5年11月18日(土)、吉川町新田の新田地区公民館で住民学習会が開催され、その中で武士山新田に伝わる古文書や絵図の内容についての説明会が行われました。

吉川町新田のうち武士山地区では、地区の古文書が今も持ち回りで大切に保管されています。市史編さん室では、その文書を市史編さん事業に活用させていただくため、借用して調査後、令和5年3月に返却しました。

これまで史料返却時には、内容についての説明会を行うことを通例としていましたが、コロナ禍のため最近はその機会に恵まれませんでした。このたび久しぶりに地元の皆様のご提案により住民学習会での説明会が実現しました。

住民学習会では、「武士山新田に伝わった古文書について」と題し、神戸大学大学院特命講師の木村修二氏が、武士山地区の歴史と、古文書の内容やそれが作られた背景などについて説明されました。また、絵図や主な文書を実際に見ていただけるよう会場内に展示しました。地元で保管されているとはいえ、ほとんど

目にする事のない古文書を広げて実際に見ることで、史料を繋いでいくことの重要性を実感していただくことができましたと思います。

住民学習会には、10代から80代までの幅広い年代から26名の方が参加され、熱心にメモを取る姿も見られました。

参加された方々から、「武士山新田の開発時やその後の苦労などを知ることができ、勉強になるとともに先人への敬意の気持ちを新たにしました」「自分の住む地域に興味を持ってよかったです」「先人の苦労があり、今の新田がある。先人の方々に感謝します」「地域の歴史がよくわかった。もっと学びたいと思いました」などの感想が寄せられました。

住民学習会の後、「収穫の秋懇親会」が行われ、新田地区でとれた新米のおにぎりを始め、たくさんの御馳走で収穫の喜びを分かち合いました。

さて、皆様のお住まいの地域に大切に引き継がれている区有文書などはございませんか。編さん室として調査させていただき、文書の内容についての説明もしたいと思いますので、よろしくお願ひします。(清原)

《市史の窓》 三木市のはじまり

令和6年は、市制70年の節目の年にあたり、様々な記念事業が企画されていますが、その始まりは、昭和29年（1954）にさかのぼります。

昭和29年6月1日に、その当時の三木町・別所村・細川村・口吉川村が、そして7月1日に志染村が合併して三木市となりました。

昭和28年に制定された「町村合併促進法」により、全国的に町村合併が行われましたが、三木地域での合併もその機運に乗ったものでした。

なぜこの時期に、町村合併が推進されたのでしょうか。

それは、第二次世界大戦後、新しい地方自治制度を実施するために、それを支える市町村を整備し、ある程度のまとまりをもたせる方が良いとの考えによるものでした。

新しい地方自治制度のために市町村に求められたのは、戦後の新しい義務教育制度（六・三制）の実施による新制中学校の設置管理や、市町村消防・自治体警察署の創設の事務、また社会福祉や保健衛生などで新たな役割を担うことでした。「町村合併促進法」では、8000人以上のまとまりになるよう配慮することが求められていますが、この数字は、新制中学校1校を効率的に設置管理していくために必要と考えられた人口でした。

昭和28年から昭和31年までの間に、全国で多くの自治体が合併しましたが、さらに昭和31年には、未合併の町村の合併をさらに推し進めるため「新市町村建設促進法」が制定されました。

この時期の合併の動きは「昭和の大合併」と呼ばれています。昭和28年10月の時点で9868あった市町村が、昭和31年4月には4668、昭和36年6月には3472となり、約3分の1となりました。

三木地域における合併にあたっては、昭和29年3月8日に三木町より各村に対して合併の申し入れを行いました。その後、志染村を除く4か村では住民説明会や村議会の議決を経て合併の合意を得たため、兵庫県知事宛てに「市制施行申請書」を提出し、県の告示により6月1日に三木市が誕生することになりました。この日に先立つ同年5月6日には午前10時から三樹小学校講堂において「合併調印式」が行われ、関係町村の首長らが一堂に会して署名押印がなされました。なお、志染村はこの段階では合併に

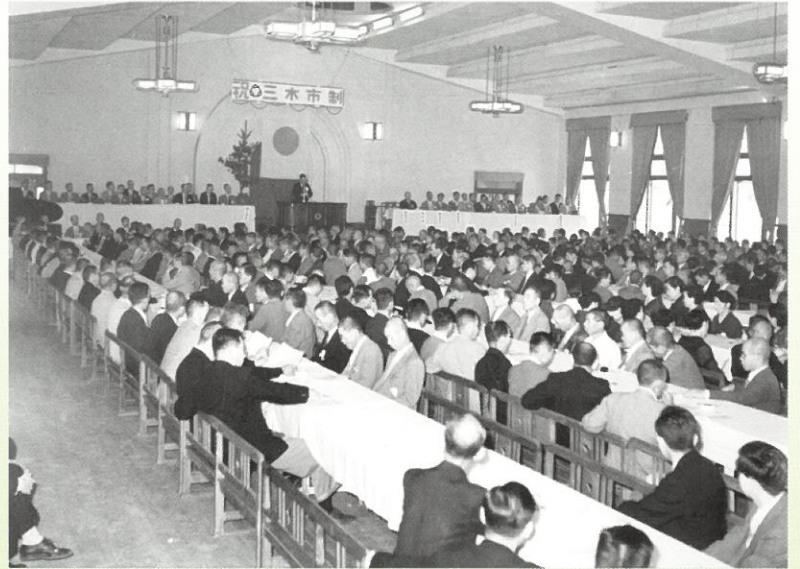


写真 市制式典（昭和29年）

はいたりませんでした。議会の議決を経て、6月11日に兵庫県知事宛ての申請書が提出され、7月1日をもって三木市となりました。（なお、吉川町と三木市は、平成17年10月24日に合併しました。）

三木市の新庁舎は、市制施行5周年にあたる昭和34年に、現在の中央公民館の西側隣接地の美囊川沿いに建設されましたが、新庁舎ができるまでの間、旧三木町役場を仮庁舎とすることになり、各村には支所がおかれしました。

三木市の初代市長は、旧三木町長であった小林利八で、初の市長選挙は昭和29年8月10日に行われました。

ここに掲載した「辞令書」は、昭和29年7月1日の日付になっており、この段階では小林は市長に任命されておらず、この辞令書での肩書きは「三木市長職務執行者」となっています。

三木市制発足後と三木市初の市長選挙実施までのわずかな間の歴史事象を、この資料から読み取ることができます。（関山）

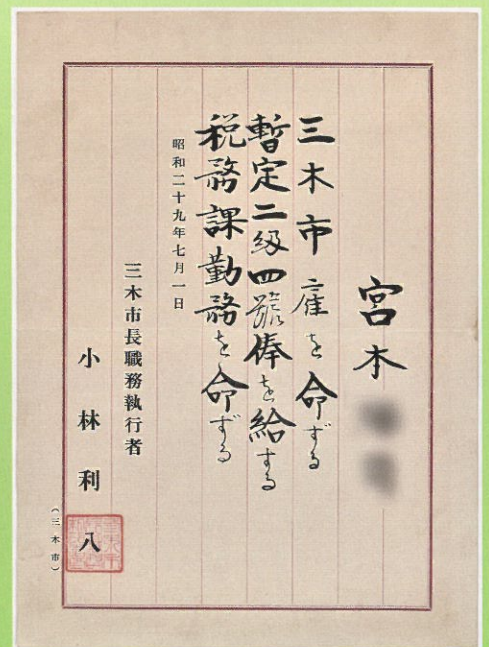


写真 辞令書

市史編さん室が行う「調査」とは？～民俗調査 その1

現在、市史編さん室では市民の方と協力をして地域編の編さん事業を進めています。

その中で民俗調査も随時行っています。民俗調査とはどのようなものなのかをご紹介します。

* * *

昔のことが記された文書などが残っていればそれを読み解くことで歴史を知ることができます。ただし記録に残っていることはそう多くはありません。残っていないことがほとんどです。ではどのようにして明らかにしていくのかというと、村の人、つまり市民みなさんの記憶が頼りになります。その記憶を聞き取りしてまとめていくのが民俗調査になります。

歴史を明らかにするということとても大層なもののように感じますが、そうではありません。みなさんの日常生活そのものが地域の歴史なのです。

例えば自分とは異なる地域出身者と話していて、言葉が通じなかったりすることがあるかと思います。そこではじめて自分が当然のように使っていた言葉が実はこの地域限定の言葉、つまり方言だと気づくことがあります。自分では当たり前だと思っていたことも他からみれば、特別なことなのです。

民俗調査の難しいところは聞いた内容が個人だけの記憶なのか、他の人も共通している記憶なのか判断することです。また、記憶はとても忘れやすく、不確かなものです。それを補うにはたくさんの人からの聞き取りが必要になります。より多くの人々の記憶が集まれば、それは確かなものへと変わります。そのためには一人でも多くの方に話を聞くことがとても大切です。



写真 公民館での聞き取りの様子

市史編さん室ではできる限りいろいろな地域・世代の方からの聞き取りをしていきたいと思っています。

す。コロナ渦もあけ、簡素化されていた行事も本来の姿に戻りつつあります。今後はよりみなさんの地域の祭や行事に赴き、現地調査をしながらお話を聞きたいと思っています。



写真 地域にお住まいの方々のご案内のもとで行う現地調査

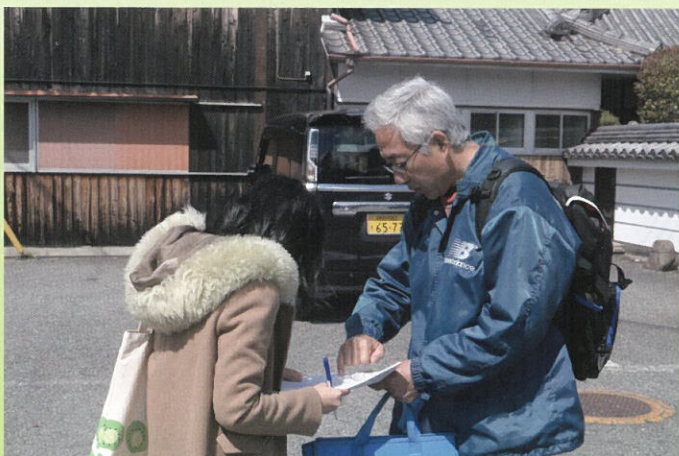


写真 現地で調査場所を確認する編さん室スタッフ

現在、『別所の歴史』の刊行に向けて、別所（小林地区を除く）を中心に調査しています。地域の方に案内をお願いして、昔の町の様子を教えてください。

今回は、民俗調査はどのようなものなのかを説明させていただきましたが、今後はこちらで具体的にどのような調査しているのかを報告させていただく予定です。

ご自身の記憶や体験はもちろんのこと、自分の地域はなぜこんなことをしているのだろう、いわれなどおじいさんやおばあさんから伝え聞いていることはありませんか。みなさん一人一人の記憶が三木の歴史を明らかにするために必要です。自分の記憶を心の中だけにとどめずに、ぜひともお話をお聞かせください。また、地域の情報を教えてください。ご協力をお願いします。（中谷）

編さん室トピックアップ

みき歴史資料館企画展

「地域の史料たち7 ～三木の歴史～」の開催

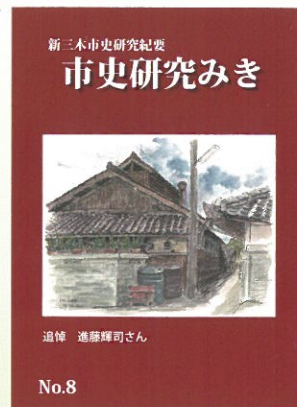
令和5年10月14日(土)から12月24日(日)まで、みき歴史資料館において企画展「地域の史料たち7～三木の歴史～」を開催いたしました(主催:市史編さん室/みき歴史資料館)。本展は、昨年度末に『新三木市史地域編1 三木の歴史』が刊行されたことを記念し、同書で取り上げた史料の実物を観覧していただけるようにと企画しました。また関連イベントとして11月19日(日)には、三木市史地域編三木部会長・岩崎良則さんほかによる企画展特別座談会「再発見! 三木の歴史—市史編さんから見えてきたもの—」が開催されました。(木村)

研究紀要「市史研究みき」第8号の発行

令和5年12月20日付で、研究紀要『市史研究みき』第8号を発行いたしました。姫路藩池田家家老で三

木城主となった伊木家についての長谷健生さんの論考、三木市域における戦前の女子団体(婦人会など)の活動の実態や変遷についての吉田隼人さんの論考、平安～鎌倉期の三木窯で生産されていた東播系須恵器の分類・編年についての谷本峻也さんの論考、宝蔵文書の三木町絵図の年代推定をめぐる伊賀なほ糸さんの研究、奥吉川の沖村に伝わった「沖村鑑」を取り上げた木村修二の史料紹介をラインナップしています。また、三木市の郷土史研究に大きく貢献された進藤輝司さん(9月30日逝去)の追悼文集も掲載しています。

研究紀要は、みき歴史資料館や三木市史編さん室などで販売しています(頒価500円)。詳しくは市史編さん室(下記)まで。(木村)

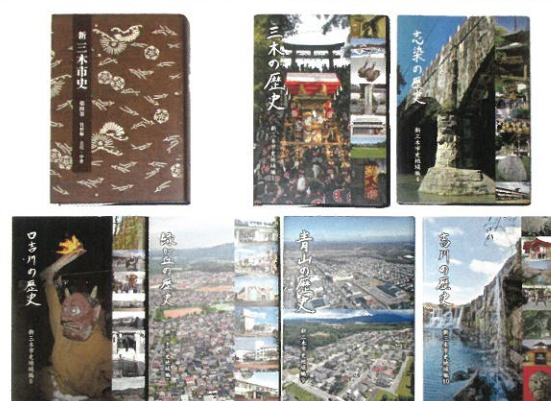


新三木市史 既刊分、好評販売中!

新三木市史は、これまで通史編1冊と地域編6冊が刊行(令和5年12月現在)され、好評販売中です。

既刊分は、市史編さん室(郵送対応もしています)、みき歴史資料館、三木市観光協会、山田錦の館、市役所内福祉コンビニたんぼぼ、市立中央図書館、中央公民館(『三木の歴史』のみ)、青山公民館(『青山の歴史』のみ)で販売しています。

お問い合わせは、市史編さん室(下記)まで。



通史編

第4巻 資料編 古代・中世 ¥3800

地域編

- 1 『三木の歴史』 ¥3800
- 4 『志染の歴史』 ¥3000
- 6 『口吉川の歴史』 ¥3000
- 7 『緑が丘の歴史』 ¥2500
- 9 『青山の歴史』 ¥2500
- 10 『吉川の歴史』 ¥3500

(いずれも税込み)

古い資料や写真を探しています! 市民ボランティア募集中!

皆さんのお近くにある古い記録類は、地域の歴史を語る大切な歴史遺産です。下記のような資料の情報をお持ちの方は、ぜひ市史編さん室(下記)までご一報ください!

◆くずし字で書かれた帳面や一枚ものの文書などの古文書◆明治・大正・昭和の古いノートや記録(日記・手紙など)◆三木市域の古い写真、絵画、映像など◆自治会などの団体、地域でのグループ活動などの記録や資料◆古いふすまや屏風(古文書が、下張りに使われていることがよくあります) etc.

市史編さん室では、市内の文献資料を記録に残す作業を行う市民ボランティアを募集しています。古文書が読めない方でも参加可能です。見学だけでも大歓迎です。詳しくは市史編さん室(下記)までご連絡ください。

◆開催日時: 毎週水・木曜(どちらか1日の参加でもOK) 13:00～15:00 / 場所: みき歴史資料館2階市史編さん室

活動内容: ①古文書のデジタル撮影、②江戸時代以降のくずし字解読(翻刻作成)、③資料の修復(しわのぼし・糊づけ等)、④新聞検索(各紙から三木に関する記事を選別)、⑤古文書現物からの目録作成、⑥パソコンでの目録データ入力

市史編さんだより 第15号(令和5年12月27日発行)

編集発行: 三木市総務部 市史編さん室

連絡先: 〒673-0432 兵庫県三木市上の丸町4-5 みき歴史資料館2階 電話 0794-83-1120 / FAX 0794-83-1190

ホームページURL: <https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/9/>

2024

2月

三木市人権啓発紙

隣保館だより

特集:SDGsと人権

「隣保館だより」ホームページ（カラー版）
URL=<https://www.city.miki.lg.jp/site/sougourinpokan/>



皆さんは、「^{エス ディー ジーズ}SDGs」という言葉を聞いたことがありますか。現在、このSDGsの実現に向けて世界中で取り組まれています、SDGsとはどのようなことでしょうか。そして私たちに求められていることは何でしょうか？

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

～ SDGs Q & A ～



Q. SDGsって何ですか？

A. 地球上の貧困、紛争、感染症、気候変動、…。このままでは人類が安定してこの世界で暮らし続けることができなくなる…。そのような危機感から、世界中の様々な立場の人々が話し合い、課題を整理し、解決方法を考え、具体的な目標を考えました。それを、「SDGs」、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。2015年9月の国連サミットで採択されました。2030年までに達成すべき国際目標で、あと6年先のゴールをめざして各国で取組が進められているのです。

Q. どんな目標があるのですか？

A. 全部で17の目標と169のターゲットがあります。大きく分けると「世界中の人が幸せに暮らす」「豊かな世界にしよう」「地球環境をよくしよう」「世界平和」そして「パートナーシップが大切」というふうに分けられます。（詳しくは、次ページからの人権の小窓「SDGsの達成に向けて～県立三木北高校の取組～」をご覧ください。）

Q. SDGsと人権は関係があるのですか？

A. 大いにあります。SDGsは、世界人権宣言の精神を引き継ぎ、前文で「誰ひとり取り残さないこと」「すべての人々の人権を実現」という言葉が明記されています。また、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標10「人や国の不平等をなくそう」などは人権と関わりがあります。

Q. 私たちにどんなことができるのですか？

A. たとえばあなたを含め、高齢者、女性、障がいのある人、子ども、外国人など、周りで困っている人がいればどうしたらいいか考えたり、どこかに相談したりすることも「誰ひとり取り残さない」というSDGsを実現することにつながります。また、地球環境のことを考えて「こまめに電気を消す」「マイバッグを使う」「リサイクルに心がける」といったこともSDGsにつながります。さらに、災害地や紛争地域などを支援する機関等へ寄付をしたり、古着を送ったりするのも…。このように、あなたができることを考え、少しずつでも続けられることを探してみてください。



(C)こゆり

Q. 三木市でも取り組んでいるのですか？

A. はい。本市では令和5年5月22日に、三木市が提案する計画「100年後も誇りを持って暮らせるまち三木」が優れたものとして認められ、内閣府から「SDGs未来都市」に選ばれました。「誇りを持って暮らせるまち三木」の実現に向けて、市民・議会・企業・団体・行政のチーム三木でまちづくりを進め、連携して自立的好循環を生み出そうと考えています。

50年後、100年後の未来にあなたは何をのこしていきますか？世界中の人と共に取り組んでみませんか。

次ページ人権の小窓は、「SDGsの実現に向けて～県立三木北高等学校の取組～」です。



SDGs未来都市選定証

人権の小窓(262)

SDGsの達成に向けて

～県立三木北高等学校の取組～

県立三木北高等学校 主幹教諭 石田 武史

○ユネスコスクールとしての三木北高校

2012年、本校はそれまで行っていた環境啓発活動や地域ボランティア参加、海外の学校との交流などの活動が認められ、県立高校初のユネスコスクールに認証されました。



(ユネスコスクールのロゴ)

○ESDとSDGs

ユネスコスクールである本校では、ESD(持続可能な開発のための教育)を、教育方針を具体化する手段としており、すべての教育活動とこれを関連付けています。

また、2015年に国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けて、いち早くその取組を始めました。2023年12月現在、全17個の目標のうち、15個に関する活動を学校全体で行っています。

○本校の具体的な取組



2 飢餓をゼロに

地域の子ども食堂に家庭研究部が自分たちで制作したお菓子を持参



3 すべての人に健康と福祉を

フレイル予防プロジェクトを実施
県立のじぎく特別支援学校との交流を実施



4 質の高い教育をみんなに

書きそんじはがき回収を実施



5 ジェンダー平等を実現しよう

LGBTQ 講演会を実施



6 安全な水とトイレを世界中に

校内のトイレを節水トイレに改修



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

太陽光発電パネルを屋上に設置



8 働きがいも経済成長も

インターンシップを実施



10 人や国の不平等をなくそう

三木市若者ミーティングに参加
ランドセルを回収し、市内外国人に寄贈



11 住み続けられるまちづくりを

緑が丘駅前清掃活動に参加
東日本大震災復興支援行事に参加
三木市鬼追い式ボランティアに参加



12 つくる責任つかう責任

ペットボトルキャップの回収
服のチカラプロジェクトに参加



13 気象変動に具体的な対策を

ゴーヤのグリーンカーテンを植栽
環境講演会を実施
新入生にエコバッグを配布



14 海の豊かさを守ろう

地域での環境教室を運営



15 緑の豊かさを守ろう

カタクリ自生ボランティアに参加



16 平和と公正をすべての人に

「平和の鐘を鳴らそう」活動に参加



17 パートナーシップで目標を達成しよう

国際交流事業に参加
宮城県・南三陸高校(旧志津川高校)との交流行事を実施



(宮城県南三陸高校野球部との交流)

○三木市との連携

2020年に三木市と「地域との協働による高等学校教育改革推進事業に関する連携協定」を結びました。この協定は地域課題の解決を通して、共生社会を構築する力を育成することを目的としています。具体的な取組は次の通りです。

- ・御坂地区フットパスコースのサポート
- ・クールチョイス推進のサポート
- ・緑が丘小学校アフタースクールのスタッフ
- ・みつきハイキングのサポート
- ・児童センタークリスマスパーティーの運営
- ・三木市ふるさと納税 プロジェクト 10.0
- ・神戸電鉄粟生線と地域活性化



(若者ミーティング後 三木市長との記念写真)

○ SDGs の目標とターゲット

SDGsには17個の目標とそれに関連する169個の“ターゲット”があります。

最近、目標はテレビ CM や新聞広告でよく目にするようになりましたが、自治体や企業の取組に関連する目標だけが書かれていることが多く、ターゲットまで書かれていることは少ないです。

目標の設定は、SDGs の達成に取り組んでいる団体の理念などに関連付けられていることが大半だと考えられますが、目標の○番と☆番のように、数個の目標だけを達成しようとしても上手くいきません。例えば、先進国で売的商品を作るための工場を開発途上国に造り、現地の人々の雇用を生むと、現地の人々は所得を得て、豊かに暮らすことができます。しかしその反面、工場排水や大気汚染により環境が破壊され、現地の人々の生活を脅かしてしまいます。

この例のように、SDGs には片方を満たすと片方が満たされないという難しさがあることも事実です。ですから、このような“自己矛盾”を起こさないように、SDGs に取り組む際は様々な視点に立ち、バランスよく行動していくことが大切です。

○ SDGs と人権

17個の目標をさらに細分化したターゲットの多くには、現在地球上で起きている諸問題が、地域や内容を問わず記されています。特に貧困や

格差、不平等という「人権」に関する事柄が多く、例えば目標5「ジェンダー平等を実現しよう」のターゲットには、「あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する」などのように、中学校や高校の授業で学んだことが数多く書かれています。2030年までにそれらをすべて解決するというSDGsの目標もありますが、一つ一つ慎重に、そして確実に解決していくことが目標達成への近道であると思います。

本校でも、SDGs の目標やターゲットと3つの学校教育目標(環境・地域連携・国際理解)を関連付けて、様々な活動を展開しています。具体的には、SDGs の目標と学校教育の諸活動とをつなげ、それらの目的や内容を生徒が学び、授業や行事、生徒会活動、部活動など、学校全体で活動するというイメージです。学校は生徒の成長を手助けする場所です。生徒が、このような身近な学習を通してSDGsの目標とターゲットへの理解を深め、人権をはじめ環境や地域、国際理解等に関する多様な視点を持つことにより、将来どのような立場になっても、広い視野を持ち、多角的に物事を捉えられるようになることが、本校のSDGsへの取組目標と考えています。



(若者ミーティングでのグループワークの様子)

○ 三木北高校の今後

本校は市内三校(三木東・吉川・三木北)の発展的統合校の対象となり、2027年3月をもって閉校します。現在、本校で行っている様々な地域との関わりや教育活動が統合校に受け継がれ、地域とともにさらに発展していくことを願っています。



隣保館カレンダー

2月



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	木		16	金	経営・職業相談 10:00～
2	金	人権相談(緑が丘町公民館) 13:00～16:00	17	土	
3	土	書を楽しむきらきら教室 13:00～15:00	18	日	
4	日		19	月	
5	月		20	火	経営・職業相談 10:00～
6	火	経営・職業相談 10:00～	21	水	
7	水		22	木	手芸サークル 13:30～ フラワーアレンジメント教室 18:30～
8	木	手芸サークル 13:30～	23	金	天皇誕生日
9	金	経営・職業相談 10:00～	24	土	茶道教室 13:00～
10	土		25	日	
11	日	建国記念の日	26	月	エアロビクス講座 14:30～15:30
12	月	振替休日	27	火	経営・職業相談 10:00～
13	火	経営・職業相談 10:00～	28	水	
14	水		29	木	
15	木	人権相談(三木市役所) 13:00～16:00			

フラワーアレンジメント教室



「お雛様」参加者募集

令和6年2月22日(木)18:30～

会場:三木市立総合隣保館

講師:田中真紀さん

参加費:3,500円

持ち物:直径15センチぐらいの円形の花器・はさみ

申込み:令和6年2月17日(土)まで

申込み先:三木市立総合隣保館

Tel:0794-82-8388



令和5年度 総合隣保館教養文化講座

スマートフォン体験講座(入門講座)

講座生募集!

令和6年3月19日(火)

13:30～15:30

会場:三木市立総合隣保館

講師:スマートフォンアドバイザー

定員:20名(最少開講5名)

対象:スマートフォンを所有していない方、またはスマートフォン初心者の方

「電話」「カメラ」「メール」等の使い方、「インターネット検索」、「アプリ紹介」などが学べます。

講座で使うスマートフォンは無料で貸出します。
(※ 個人のスマホの使用は不可)

申込み:令和6年3月12日(火)まで

問い合わせ先:三木市立総合隣保館

Tel:0794-82-8388



総合隣保館 使用料改定のお知らせ

令和6年4月1日から貸室の使用料を改定します。新料金は4月1日以降に利用申請された分から適用となります。なお、減免(料金の減額及又は免除)の取扱いに変更はありません。

貸室等名	現行料金 (円/時間)	改定料金 (円/時間)
大会議室兼体育館	400	600
相談室・会議室	200	150
中会議室	200	300
和室	200	200
生活改善室(調理室)	500	600
図書室	150	200
学習室	100	150



人権啓発紙「隣保館だより」2月号

令和6年2月1日発行(毎月1日発行)

三木市市民生活部 人権推進課編集

〒673-0501 三木市志染町吉田 823

三木市立総合隣保館 TEL 0794-82-8388

FAX 82-8658 E-mail:jinken@city.miki.lg.jp

(公 印 省 略)
三 人 第 1 7 5 号
令 和 6 年 2 月 1 日

各 区 長 様

男女共同参画センター
所長 平井 隆禎

情報誌「こらぼーよ 第67号2024・冬」について
(依頼)

晩冬の候、貴職にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、まちづくり地域活動の振興について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、別添のとおり三木市男女共同参画センター情報誌「こらぼーよ 第67号2024・冬」をお届けいたします。

つきましては、誠に恐縮に存じますが、貴地区での回覧をお願い申し上げます。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 送付物 | 三木市男女共同参画センター情報誌
「こらぼーよ 第67号2024・冬」 |
| 2 お届けの枚数 | 各地区の回覧枚数 |

【担当課】市民生活部 人権推進課
男女共同参画センター
(三木市立教育センター内)
TEL : 89 - 2331

～市民がつくる～
三木市男女共同参画センター情報誌

こらぼよ



こらぼよとは
Collaboration
コラボレーション
(共同・協働)と
～しようよの組合せ

みんなで
男女共同参画社会実現
に向けて活動しようよ

第67号 2024・冬

冬号のテーマは
真摯な同意



主夫日記

「弁護士による法律セミナー」レポート

「世の中は変わってきている」

「男性も性被害について声を上げることのできる

社会をめざして」



対等な関係が築けていますか？



主夫日記

2023.11.22 「弁護士による法律セミナー」レポート

今回の主夫日記は、11月22日に開催された、弁護士による法律セミナー「“YES 以外はすべて NO！”の認識を～性犯罪規定の改正で何が変わったのか～」のレポートです。

法律セミナーは弁護士の吉倉美加子先生が講師を務められました。2017年、2023年の性犯罪規定の改正の経緯と改正内容の説明の後、「真摯な同意」についての説明がありました。これらの改正は「自由な意思判断が困難な状況で行われた性的行為」を罰する規定だそうです。

2023年の改正では、暴行・脅迫・心身の障害・アルコール・薬物・*フリーズ状態・虐待・立場による影響力などが原因となって「No と思うこと」、「No と言うこと」、「No をつらぬくこと」が難しい状態で性交等やわいせつな行為をすると、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰するようになりました。

この他にも、16歳未満の子どもに対しての性交等やわいせつな行為、わいせつ目的での16歳未満の子どもへの面会要求や性的な画像の盗撮などの罪や性犯罪の時効の延長などが規定されています。

私たちはこれまで性的なことについて、「相手が嫌と言わないから OK」とか、「前回 OK だったから今回も OK」など、勝手な思い込みで同意があると判断していたかもしれません。



相手が、「NO と思うこと」、「NO と言うこと」、「NO をつらぬくこと」ができる状況での「真摯な同意」を得ることが、その都度相手の気持ちをきちんと確認することが必要で、対等ではない関係性の場合には特に注意が必要です。

この「相手の気持ちを確認する」という行為は性的なことだけに限らず、日常のさまざまな場面で必要なことなのではないでしょうか。

最後に先生から紹介された、子ども向けの同意の動画の URL を掲載します。(編集委員：I)

*フリーズ状態とは「恐怖で体が凍りついた」「頭が真っ白になり抵抗できなかった」など、思考や行動が停止した状態のこと

「Consent for kids」

<https://youtu.be/xxlwgv-jVl8?si=xYAk1sopuxN5NHEn>



👉 デート DV に関する内閣府の HP はコチラ

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/date_dv/index.html



「世の中は変わってきている」 ～男性も性被害について声を上げることのできる社会をめざして～

痴漢は不同意わいせつ罪（旧強制わいせつ罪）や各地方公共団体の迷惑防止条例違反などに該当する犯罪です。にもかかわらず、痴漢をはじめとする性犯罪は、「そんな時間に歩いているから」「そんな恰好でいるから」と被害者に落ち度があると暗に責めたり、「性犯罪に遭うのは恥ずかしいこと」などとタブー視したりする風潮があり、声を上げにくい状況が続いていました。

けれども、芸能界で問題になっているように、女性よりもさらに声を上げにくかった「男性の性被害」の問題が表に現れるようになってきたことから、「世の中は変わってきている」と感じます。

2017年施行の性犯罪に関する法律の改正で、被害者を女性に限っていた「強姦罪」を「強制性交等罪」として男性に対する性犯罪も処罰対象となり、さらに昨年7月から「不同意性交等罪」として「同意のない性行為は犯罪になりうる」と改められました。それでも、「男性も性被害に遭う」ということがなかなか理解されず、男性が被害を訴えにくい状況は続いているのが現状です。

そのような中、芸能界での男性の性被害がマスコミで取り上げられるようになり、NHKでも性被害に遭った男性に対してWEBアンケートが行われ、その結果が大きな反響となっています。アンケートによると、「子どものころの被害」が多く、「約7割が誰にも相談していない」という結果が出ました。

さらに、被害内容についての自由記述では「大した被害ではないけれど…」という前置きを添えている方が多く、男性の性被害が「ささいなこと」だと捉える社会的雰囲気があることがわかりました。

しかし、企業やマスコミ等が今まで取り扱わなかった男性の性被害に真剣に取り組もうとしているのは、少しずつでも社会が変わってきているからではないでしょうか。日本の社会も変化しようとしているのです。

「痴漢の被害に遭うのは女性だけ」「男性は性被害には遭わない」という固定観念に囚われることなく、「男の子でも女の子でも性被害に遭う」可能性がある、と考えることが大切です。そして、性被害に遭うことを「警戒心がないからだ」などと被害者に原因があると考えることのないようにしたいものです。

（編集委員：〇）

性的な被害、ひとりで悩んでいませんか？

服を脱がされた
水着で隠れる部分（プライベートゾーン）を触られた

下着姿や裸の写真、動画を撮られた、送るよう要求された

飲み物に薬を入れられ、気づいたら性行為をされていた

痴漢にあった

あなたは何かもわるくありません。相談できる場所があります。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
はやくワンストップ
#8891

性犯罪被害相談電話（警察）
ハートさん
#8103

インターネットで相談
キュアタイム

性犯罪・性暴力
内閣府
男女共同参画局

デートDVって？ 交際相手からの暴力のことを「デートDV」といいます。

「デートDV」にはさまざまな種類があります。

- ながる・たたく・ける
- 相手が望まない性的な行為をする
- 嫌がっているのに下着姿や裸を撮影する
- 友だちと会うのを嫌がる・やめさせる
- 「別れるなら死ぬ」と言って、別れるのを嫌がる
- 大声で怒鳴る・バカにする
- 長時間無視をする
- デートのお金をまったく払わない

友人にも教えてあげてください！ 交際相手からの暴力は、自分で解決するのは難しい問題です。相談してください。

はれれば
DV相談ナビ **#8008**

警察相談専用電話 **#9110**

インターネットで相談
DV相談プラス

インターネットで相談
DVナビ

内閣府
男女共同参画局



対等な関係が築けていますか？



最近、ホストクラブに通い、高額な支払いができない若い女性に対して、借金や風俗店勤務のような方法で金策をさせて、支払いを要求する悪質なホストクラブの問題について、国会でも議論されています。長年、社会問題となっていたこの問題に対して、ようやく、政界・警察・民間団体が協力して歪みを是正するように動き出しました。

なぜこのようなことが起こるのか？核家族化、ネット環境の変化、少子化等々、人間関係の希薄化により、自分が安心できる居場所を確保することや、家族に心を開くことが難しく、常に孤独を感じ、心が疲弊している状況が日常的に起こっているからだと言われています。この寂しさや孤独を、ホストクラブでの自分を必要とされる安心感や疑似恋愛で埋めていることも多いのではないのでしょうか。しかし、心の闇、弱みに付け込んで法外な金銭を要求することは許されることではありません。

どのような関係性であっても、心の隙間に入り込まれて抜け出せない状況に追い込まれ、束縛される、自由を奪われる、金銭的・肉体的苦痛を日常的に感じるような関係は対等な関係ではありません。我慢していることを当たり前と感じている、「NO!と言えない」、「NO!を受け入れてもらえない」こんな状況の場合は「助けて」と言うこと、悩みを相談できることが大切です。恥ずかしいと思うことはありません。

お互いに対等な関係でしっかり自分を守って、誰もがお互いの人権を尊重できる関係を築けるようになりましょう。

(編集委員：T)

***** 今後の男女共同参画センター主催の講座 ※要:事前申込 *****

テーマ	講師	日時	会場
私の気づきで地域が変わる ～誰もが住んで良かったと思えるまちに～	男女共同アドバイザー オフィス EEE 中村 和子さん	2月20日(火) 13:30～15:00	中央公民館
ママがヨガをしている間に パパとハンバーガーを 作っちゃおう!	調理指導 ファザーリング・ジャパン関西 ヨガインストラクター 五百蔵 夕陽さん	3月3日(日) 9:00～11:30	総合保健福祉センター 2階 栄養指導室他
自分たちの未来を考えよう ～もう親と同じような 生き方は難しい～	コーディネーター 榎本 英樹さん	3月9日(土) 14:00～16:30	教育センター 4階 大研修室

三木市男女共同参画センター

愛称 “こらぼーよ”

三木市福井 1933-12

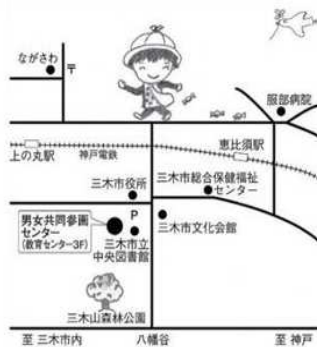
三木市立教育センター 3階

TEL&FAX : 0794-89-2331

開館日時: 月曜～金曜 9時～17時

(※祝日を除く)

企画・編集: 情報誌 “こらぼーよ” 編集グループ
発行: 三木市男女共同参画センター



ホームページからも
ご覧いただけます



編集後記

「フラワーデモ」は女性の性暴力被害者によりそう「#With You」の声を挙げるために2019年に東京の行幸通りで始まりました。

その後、このイベントは全国47都道府県に広がり、毎月11日に花を持ち、性暴力に抗議するデモを開催しています。今では性暴力に反対する男性や、男性の性暴力被害者も参加し、スピーチをされるそうです。

日本は「性暴力に甘い国」と言われていますが、この社会運動が大きくなるとなると「性暴力を許さない国」になればと願っています。

(編集委員:K)